

平成29年2月21日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

**国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリアのPFI事業の
実施方針に対するご意見、ご質問を募集いたします**

国営常陸海浜公園のプレジャーガーデンエリアは、現在、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が観覧車やジェットコースターなどの遊戯施設やパターゴルフなどの運動施設、レストラン等を運営し、家族連れを中心にご利用いただいておりますが、機構は独立行政法人整理合理化計画（H19.12閣議決定）により、H30年度末までに国営公園に関する事業から撤退することが決定しています。

関東地方整備局では、機構撤退後のプレジャーガーデンエリアにおいて、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、施設の改修・設置・管理運営事業を行う民間事業者を募集するため、事業の実施方針を策定しました。

策定した実施方針について、事業への参画を希望する民間事業者からのご意見、ご質問を募集いたします。

今回の質問・意見の募集は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第5条第1項の規定に基づき策定した特定事業の実施に関する方針を同条第3項の規定により公表するものです。

事業名：国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業

事業方式：独立採算型

事業概要：別添資料のとおり

意見・質問募集期間：平成29年2月22日(水)～平成29年3月7日(火)17時まで

実施方針は国土交通省関東地方整備局HPよりご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/index.html

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

【記者発表、ご意見募集について】

国土交通省関東地方整備局 建政部 都市整備課 課長補佐 みやした 宮下 ただし 規
電話：048-600-1907

【国営常陸海浜公園について】

国営常陸海浜公園事務所 調査設計課長 ふたかみ 二上 かつじ 克次
電話：029-265-9413

別添資料

『国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業』の概要

1. 事業方式

- ・ 民間事業者は、国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業（以下、「本事業」という。）の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する。
- ・ SPC は国から都市公園法第 5 条に基づく本施設の設置管理許可を受け、独立採算事業として施設の改修・設置・管理運営を実施するものとする。

2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 52 年 3 月 31 日までとする。

① 開業準備期間

事業契約の締結日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間を予定している。

SPC は、本事業の実施にかかる各種計画や設計、製造、調達、雇用、教育訓練等の準備、譲渡資産の引き継ぎに係る各種書類や維持業務に関するノウハウの習得を含めて原則として平成 31 年 3 月 31 日までに完了すること。

② 維持管理 運営期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までの期間(20 年間)を予定している。

③ 改修・設置期間

SPC は、施設の改修・設置業務を平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の2年間で集中的に行うものとし、この期間は施設の一部を休業できるものとする。

※ただし、飲食・物販施設は、改修・設置期間の間も、最低限のサービス水準を維持する。

また、園内遊覧施設は平成 31 年 4 月 1 日から運営することとする。

④ 解体撤去工事改修・設置期間

平成 51 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日までの1年間を予定している。

※ただし、平成 52 年 3 月 31 日以前に解体撤去工事が終了した場合は、その時点で事業期間も終了する。

3. 事業の収入及び費用に関する事項

- ・ SPC が実施する業務に係る費用は、本施設の運営から得られる収入により回収する。
- ・ SPC は、開業準備期間を除く事業期間について、都市公園法施行令第 20 条第 1 項に基づく土地・施設使用料を毎年国に納めるものとする。

4. 民間事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

5. 主なスケジュール(予定)

- 平成 29 年 2 月 実施方針に関する質問・意見受付
- 平成 29 年 5 月 特定事業の選定・公表
- 平成 29 年 7 月 募集要項、要求水準書(案)、事業契約書(案)等の公表
- 平成 29 年 9 月 一次審査資料の受付
- 平成 29 年 11 月 一次審査結果の通知
- 平成 29 年 12 月 競争的対話
- 平成 30 年 1 月 事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正
- 平成 30 年 2 月 二次審査資料の受付
- 平成 30 年 5 月 優先交渉権者の選定及び公表
- 平成 30 年 6 月 基本協定の締結
- 平成 30 年 8 月 事業契約の締結